

社会医療法人あさかホスピタル 面会規程

(目的)

第 1 条 本規程は社会医療法人あさかホスピタル（以下「当院」という）における入院患者（以下「患者」という）の権利擁護および尊厳の保持、ならびに療養生活の質向上を目的とする。当院は、患者の家族等による面会について、正当な理由なくこれを妨げず、安全かつ円滑な面会機会を確保するための必要事項を定める。

(基本方針)

第 2 条 当院は、面会が患者の精神的安定や不穏の軽減、および退院後の円滑な地域生活移行（入退院支援）において重要な役割を果たすものと認識し、面会を推奨する。ただし、医療安全、感染対策、および精神保健福祉法（第 36 条及び第 37 条）に基づく治療上の要請がある場合は、必要最小限の範囲で合理的な制限を行う。

(面会時間)

第 3 条 患者に面会することができる時間帯は 13 時 00 分～18 時 00 分までとする。また、面会時間は 30 分以内を目安とする。ただし、治療上の事情や急を要する場合はこの限りではない。

(面会場所)

第 4 条 原則、面会室とするが、面会室が使用中の場合は状況に応じて病棟職員と面会場所を設定する。

(面会可能な方)

第 5 条 家族・親族・キーパーソン（近親の方、身の周りのお世話をする方を含む）、地域支援者や入院者訪問支援員

2 主治医が必要と認めた者。

(面会受付)

第 6 条 当院の受付窓口を設置した入棟許可票を記載し、病棟スタッフに声をかけてから入院病室に入る。

(面会の条件)

第 7 条 面会者はマスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生（手指消毒、または手洗い）を行う。

2 面会者は発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がないこと。

(面会者の遵守事項)

第 8 条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 患者の治療・検査が優先される事をあらかじめ了承すること。
 - (2) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
 - (3) 紐類・刃物・ライター、薬物等、職員が危険物と判断したものは持ち込んではいない。
 - (4) 病棟、病院内での無断録画、録音、SNS への発信などはしてはならない。
 - (5) 面会者が病棟・病室で飲食をしてはならない。ただし、面会者が差し入れした食べ物を患者が飲食することは看護師に確認した上で可能とする。
 - (6) 生花を持ち込んではいない。
 - (7) 酒気を帯びて面会してはならない。
 - (8) 面会中に喫煙してはならない。
- 2 当院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めたときは、直ちにその面会を中止させることができる。
- 3 治療上、面会の頻度・場所について主治医が判断する場合があるため、その場合は当院の指示に従うこと。

(面会の制限)

第 9 条 院内において感染症の集団発生等、面会制限の必要性を判断した場合。

- 2 精神保健福祉法（第 36 条及び第 37 条）に基づく面会制限を実施した場合
- 3 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第 10 条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2026 年 6 月 1 日から施行する。

2026 年 9 月 1 日 一部改訂